

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	日本農林規格等に関する法律施行令
規制の名称	指定農林物資の指定
規制の区分	改正（拡充）
担当部局	食料産業局 食品製造課 基準認証室
評価実施時期	2019年6月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>有機畜産物等については、JAS認証なしで「有機」の表示が可能であり、消費者による食品の生産過程等の背景に対する関心の高まりなどにより流通が増大している。特にこの4年間で急増し、今後更なる増大の兆しがみられる。（参考：有機畜産物等の流通状況調査を行ったところ、JAS認証なしで「有機」と表示したものの商品数は、平成26年と比べると平成29年では9倍に増えていた。さらに、第三者認証のない商品が流通している実態もある。）こうした状況が続けば、認証を取得していない有機畜産物等が更に流通し、一般消費者が商品を購入する際、本当に有機的な生産工程を経たものかどうか分からないといった混乱を招き、一般消費者の商品選択に著しい支障を生ずる事態となるおそれがある。また、JAS認証による有機畜産物等は、現状、有機表示の規制を行っている国に対しては「有機」と表示して輸出・販売することができず、「有機」と表示するためには、事業者は当該輸出相手国の認証も別途取得しなければならない。</p> <p>【新設する規制の内容】</p> <p>有機畜産物等のJASを有機畜産物等に関する日本国内の唯一の規格と位置付け、認証を取得したものでなければ、有機畜産物等と表示することは不可とする。</p>
想定される代替案	<p>TBT協定第2条4では、WTO加盟国が強制規格を定める際は、関連する国際規格が存在する場合は、当該国際規格を基礎とすることが規定されている。我が国の有機畜産物等は既にコーデックスガイドラインに準拠した認証制度を運用している中で、今回新たに名称表示の規制を行うものであり、これに代替する仕組みを採用する余地はないものとする。</p> <p>加えて、現存する有機畜産物等に係る認証制度をそのまま活用しつつ、既に有機農産物等について実施されている規制の枠組みをそのまま利用し、これに有機畜産物等を品目として追加するものであり、新たに他の規制手法やシステムを検討・構築・導入・普及する場合に比べて、費用対効果が高いと考える。</p>

直接的な費用の把握	要素
遵守費用	<p>JAS認証なしで「有機」と表示して流通させている事業者は、主に輸入業者であるが、引き続き「有機」表示を維持するためには、新たにJAS認証のための認証手数料として、約15万円/1事業者（認証輸入業者の平均費用）、JAS業務を担う者となるための講習会の受講費用として約5万円/4人の負担が生ずる。</p>
行政費用	<p>新たに有機畜産物等の表示を取り締まることとなるが、現在、有機農産物等の表示の取り締まりは、主に食品表示法等による食品表示の監視業務（畜産物も対象）として店舗調査を行う中で一体的に実施しており、今後、有機畜産物等もこれに加わることとなるが、監視の対象食品の範囲は本規制の導入の前後で拡大する訳ではないことから、有機畜産物等の取締業務が新たに取り締まりの対象として追加されても店舗調査業務に係る行政費用の増加は特段見込まれない。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p>これまでJAS認証を受けずに「有機」と表示された畜産物等の表示が規制され、規格に合致していることを第三者が確認しているものだけが「有機」と表示され流通することから、一般消費者は統一された基準に基づき生産された有機畜産物等を選択することが可能となり、適切な規制の結果、有機農産物の認証を取得した事業者が年々増加傾向にあるように、畜産物等についても取り組む者が増えることが見込まれ、有機食品の市場拡大につながる。</p> <p>「有機」表示の規制が導入されれば、JAS以外の他国の有機認証を受けた畜産物等については「有機」と表示できなくなるため、有機認証の同等性の相互承認に向けた各国との協議が促進され、我が国の有機畜産物等の輸出環境の早期整備にも直結することが期待される。（現在、米国に有機畜産物等を輸出するためには、米国の有機認証を取得する必要があり、申請に係る費用として約30万円に加え、実地検査に係る旅費が必要となる。）</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>これまではJAS認証を取得しなくても有機畜産物等と表示することができたが、今回の規制により、認証を取得しなければ有機畜産物等と表示できなくなるため、影響を受ける事業者が存在する。しかしながら、一般消費者にとっては統一された基準に基づき生産された有機畜産物等を選択することが可能となるため、我が国における有機認証制度の信頼性が高まり、ひいては関連産業の健全な発展に繋がるものと考えられる。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>主要な便益である一般消費者の商品選択の支障の低減について、金銭価値化することは困難であるが、JAS認証なしに「有機」と表示した畜産物等の流通が規制されることにより、一般消費者の商品選択における便益は確実に増大することとなる。</p> <p>一方で、これまで認証を受けていなかった事業者にとっては、認証を取得するための費用が生ずることとなるが、「JAS認証品＝有機」となることで、消費者は共通の目線で商品選択が可能となるため、有機畜産物等を取り扱う事業者にとっては、競争条件が整えられる中で、これまで以上に有機認証としての訴求力を活かした展開が可能となる。</p>

	<p>また、認証機関への聞き取りによれば現状では有機畜産物等の輸出はほとんどないものと考えられるが、有機食品の需要の高まりを背景に我が国の有機農産物等の輸出は6年で6.6倍（188トン（2011年）→1,244トン（2017年））に伸びている状況にあることから、有機畜産物等についても海外主要国との有機認証の同等性の相互承認を促進し、輸出環境を整えることで、年間1割程度の伸びを示す米国やEU諸国などの有機食品市場に向けて我が国の有機食品の輸出促進に繋げていくことが期待できる。以上のことから、総合的な費用と便益を比較すると、当該規制を導入することが妥当である。</p>
その他の関連事項	<p>平成29年度に畜産物等における「有機」表示の市場調査を実施するとともに、有機畜産物等を取り扱う関係者などに対し、ヒアリングを行うなどして、今回の措置の検討に活用した。</p> <p>また、平成22年に消費者や有機食品を取り扱う関係者などをパネリストとして全国5カ所で開催した「有機JAS規格に関する意見交換会」や、これまでの有機JAS規格の見直しの際の「農林物資規格調査会（審議会）」でとり上げられた「有機農産物等と有機畜産物等で名称表示の取り扱いが異なることへの消費者にとっての分かりにくさ」などの議論も考慮した。</p>
事後評価の実施時期等	施行後5年
備考	